

防整施第17549号  
27.10.1  
一部改正 防整施第18647号  
30.11.30

整備計画局施設整備官  
整備計画局提供施設計画官  
整備計画局施設技術管理官  
各地方防衛局総務部長 殿  
各地方防衛局調達部長  
各地方防衛支局長  
(長崎防衛支局長を除く。)  
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長  
( 公 印 省 略 )

建設CALSの利用及び管理等に関する要領について (通知)

標記について、防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令160号)第37条第2項の規定に基づき、建設CALSの利用及び管理等に関する要領を別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

## 建設CALSの利用及び管理等に関する要領

## 第1 総則

## 1 目的

本要領は、建設CALSの利用及び管理に必要な事項を定め、信頼性及び安全性を高め情報保証を確保するとともに、効率的運用に寄与すること等を目的とする。

## 2 用語の定義

この要領における用語は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20。以下「情報保証通達」という。）、情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（運情第9249号。19.9.20。）（以下「技術基準」という。）、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号。以下「防衛秘密保護訓令」という。）、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防衛秘密保護訓令」という。）、防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛省訓令第33号。以下「個人情報訓令」という。）及びファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（防運情第5156号。19.5.22。以下「ファイル暗号化ソフト通達」という。）で定めるところによるほか、当該各号に定めるところによる。

## (1) 地方防衛局等

各地方防衛局、各地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所をいう。

## (2) 建設CALS

整備計画局及び地方防衛局等が所掌する防衛省の建設工事等に係る業務の情報を、整備計画局、地方防衛局等及び建設関係事業者において、通信ネットワークを利用して伝達及び蓄積管理する情報システムをいう。

## (3) 局運用課等

建設CALSを運用する各地方防衛局調達部各課（南関東防衛局調達部装備課、近畿中部防衛局調達部装備課及び中国四国防衛局調達部装備課を除く。）、北海道防衛局総務部契約課、東北防衛局総務部契約課、北関東防衛局総務部契約課、南関東防衛局総務部契約課、近畿中部防衛局総務部契約課、中国四国防衛局総務部契約課、九州防衛局総務部契約課、沖縄防衛局総務部契約課、帯広防衛支局総務課、帯広防衛支局建設計画官、帯広防衛支局建設課、東海防衛支局会計課、熊本防衛支局総務

課、熊本防衛支局建設計画官、熊本防衛支局建築課、熊本防衛支局土木課、熊本防衛支局設備課及び名護防衛事務所をいう。

(4) 電子計算機

建設CALSを構成する機器をいう。

## 第2 管理運用体制

### 1 建設CALSにおける運用管理体制は次のとおりとする。

(1) システム統括責任者

システム統括責任者は、整備計画局施設計画課長とし、建設CALSの運用管理全般に関する統括を行う。

(2) 統括システム管理者

統括システム管理者は、整備計画局施設計画課契約制度企画室部員とし、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務の実施に際し、局システム管理者及びシステム担当者を統括するものとする。

(3) 統括システム管理者補助者

統括システム管理者補助者は、整備計画局施設計画課契約制度企画室調整係長とし、統括システム管理者の補助をするものとする。

(4) 局システム管理者

局システム管理者は、各地方防衛局調達部調達計画課長、各地方防衛支局建設計画官、東海防衛支局会計課長及び名護防衛事務所建設課長とし、統括システム管理者の指示の下に、局運用課等のシステム担当者を指揮し、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

(5) 局システム管理者補助者

局システム管理者補助者は、局運用課等の職員の中から知見を有する者を局システム管理者補助者を指名するものとし、局システム管理者の補助をするものとする。

なお、局システム管理者は、局システム管理者補助者を指名又は変更した場合には統括システム管理者に速やかに通知するものとする。

(6) システム担当者

システム担当者は、統括システム管理者又は局システム管理者が建設CALSを運用する課室等の単位ごとに職員の中から課長等の意見を参考に指名する者とし、

統括システム管理者又は局システム管理者の指示の下に、建設CALSの適正な利用及び管理に関する業務を実施するものとする。

なお、局システム管理者は、システム担当者を指名又は変更した場合には統括システム管理者に速やかに通知するものとする。

(7) システム利用者

システム利用者は、整備計画局職員（施設計画課、施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官に限る。）及び局運用課等の職員とする。

### 第3 情報保証体制

1 建設CALSにおける情報保証体制は次のとおりとする。

(1) 情報システム情報保証責任者

情報保証訓令第7条第1項に規定する情報システム情報保証責任者は、整備計画局施設計画課長とする。

(2) 情報システム情報保証責任者補助者

情報保証訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者は、整備計画局施設計画課契約制度企画室部員、各地方防衛局調達部調達計画課長、各地方防衛支局施設計画官、東海防衛支局会計課長及び名護防衛事務所建設課長とする。

(3) システム担当者

システム担当者は、第2第1項(6)において指定された者とし、情報保証に係る事項について、課等内の取りまとめ、課等内作業及び連絡調整を行う。

(4) 情報システム運用者

情報保証訓令第9条第1項に規定する情報システム運用者は、整備計画局施設計画課契約制度企画室調整係長とする。

(5) 情報システム情報保証認証者

情報システム情報保証認証者は、整備計画局施設計画課契約制度企画室班長とする。

### 第4 運用及び管理に係る全般的事項

1 建設CALSの運用時間等

(1) 運用時間

建設CALSの運用時間は24時間とする。

ただし、システム統括責任者が運用上必要と認める場合又はサイバー攻撃等の事態が発生した場合（予想される場合を含む。）は、システム統括責任者がこれ

を変更することができる。

## (2) 運用の中断等

ア 統括システム管理者は、建設CALSの保守等に関する予定について局システム管理者に連絡するものとする。

イ 統括システム管理者は、保守等によりシステム運用を中断した場合又は中断する必要が生じた場合及び中断後システムを再開した場合には、局システム管理者に連絡する。

ウ 上記イにかかわらず、緊急の場合には、統括システム管理者は連絡することなく運用中断できる。この際、電話連絡等の手段により局システム管理者に速やかに連絡するものとする。

## 2 建設CALSで取り扱う情報の範囲

建設CALSで取り扱う情報は注意以下とする。

## 3 証跡管理

統括システム管理者は、情報保証訓令第30条に規定する証跡管理について、システム利用者による建設CALSへのアクセス記録等の証跡を改修又は更新まで保存するものとする。

## 4 暗号化機能

建設CALSで取り扱う電子計算機情報の秘匿措置を講じるため、建設CALSには情報保証訓令第16条に定められた暗号化機能を設けることとし、暗号化機能に係る手続等についてはファイル暗号化ソフト通達により実施するものとする。

## 5 運用及び管理に対する協力

局システム管理者は、建設CALSの効率的な運用のため、システム統括責任者及び統括システム管理者に対し、連絡・調整等、必要な協力を実施するものとする。

## 6 システム利用者の責務

### (1) 秘密のデータの取扱いの禁止

システム利用者は、建設CALSで秘密電子計算機情報（秘密保全訓令第14条第1項に規定する秘密電子計算機情報をいう。）、防衛秘密電子計算機情報（防衛秘密保護訓令第13条第1項に規定する防衛秘密電子計算機情報をいう。）及び特別防衛秘密電子計算機情報（特別秘密保護訓令第13条第1に規定する特別防衛秘密電子計算機情報をいう。）を取り扱ってはならない。

(2) 業務目的外の使用禁止

システム利用者は、業務目的以外で建設CALSを使用してはならない。

(3) ID及びパスワードの管理

システム利用者は、付与されたID、パスワード又はログインに使用するICカード等を適切に管理しなければならない。

第5 運用及び管理に係る手続等

建設CALSの運用及び管理に係る各種の手続等について以下に示す。

1 システム利用者の登録等

建設CALSのシステム利用者について、その利用者情報の登録等をするための手続等について以下に示す。

(1) システム利用者の登録等

システム利用者の登録等に係る手続等について以下に示す。

ア 統括システム管理者は、システム利用者に付与するID及びパスワードを決定し、システム利用者情報の登録等必要な措置を行う。

イ 統括システム管理者は、局システム管理者を通じてシステム担当者に、当該システム利用者のID及びパスワードを通知する。

(2) 利用者情報の管理

統括システム管理者及び局システム管理者は、利用者情報を適切に管理しなければならない。

2 パスワード利用関連

パスワードの利用に係る手続等について以下に示す。

(1) パスワードの管理

システム利用者は、パスワードの管理を適正に行うものとする。

(2) パスワードの初期化

システム担当者は、システム利用者がパスワードを他者に漏洩又は失念したときなど必要がある場合には、局システム管理者を通じて、統括システム管理者にパスワード初期化依頼する。統括システム管理者から新たなパスワードの通知を受けた後、システム担当者はシステム利用者に当該パスワードを通知するとともに、パスワード変更を速やかに行わせる。

### 3 可搬記憶媒体の利用

建設CALSで使用することができる可搬記憶媒体は、情報保証訓令第43条に基づく部隊等情報保証責任者による集中保管が行われているものに限る。

### 4 コンピュータウイルス等の感染防止

(1) システム利用者は、可搬記憶媒体から情報システムに電子計算機情報を取り込む場合には、ウイルス対策ソフトによりコンピュータウイルス等の不正プログラムの有無を事前に確認しなければならない。

(2) システム利用者は、不審なファイルを実行しないこと等によりコンピュータウイルス等の感染防止に努めなければならない。

### 5 情報システムの不正な利用の防止

(1) システム担当者は、建設CALSの不正な利用の防止に努めなければならない。

(2) システム担当者は、建設CALSの不正な利用を発見又は障害を検知した場合は、統括システム管理者へ報告し、適切な処置を講ずるものとする。

### 6 システムの変更

統括システム管理者が指示する場合を除き、情報システムに係る配線の変更、改造、機器の増設、交換、ソフトウェアの変更等を行う必要がある場合には、局システム管理者（ただし、整備計画局においてはシステム担当者とする。）が統括システム管理者へ申請し、許可を受けなければならない。

ただし、システム構成を変更しない軽微な変更はこの限りでない。

### 7 情報システムに関する文書の整備等

統括システム管理者及び局システム管理者は、システムの構成及び仕様等の情報が記載された文書を適切に管理するものとする。

### 8 複製の保存

(1) 統括システム管理者又は局システム管理者は、定期的に電子計算機情報の複製を作成し保存するものとする。ただし、複製は自動バックアップ機能により代替させることができる。

(2) システム利用者は、建設CALSにおいて自ら使用する電子計算機情報について、必要に応じ複製を作成し、保存するものとする。

## 9 電子計算機の管理

(1) 電子計算機は職場から持ち出して使用してはならない。

(2) システム担当者は、電子計算機をワイヤーで机等に固定の上当該ワイヤーを施錠すること。ただし、ワイヤーで机等に固定することが困難な形状又は職場内に限り移動して使用することが多い電子計算機の場合は、使用しないときに鍵のかかるロッカー等に保管するものとする。

(3) 前号において使用する鍵及び電子計算機は、システム担当者が管理するものとする。

## 10 教育及び訓練

統括システム管理者及び局システム管理者は、建設CALSの情報保証に関し必要な教育及び訓練並びに操作教育を実施するものとする。

### 11 サイバー攻撃等の対処

サイバー攻撃等の対処は、情報保証通達第10「サイバー攻撃等への対処について」によるものとする。

### 12 その他

統括システム管理者は、この要綱の実施に関し必要な細部事項について定めることができる。